

加配保育利用申し込みの流れ

1. 利用対象児童

下記の両方に該当する児童が対象です。

- ・ 集団保育が可能な児童
- ・ 集団保育の中で、個別の配慮が必要と判断される児童(心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他)

※医療的ケア(喀痰吸引、経管栄養、酸素療法、インスリン投与、導尿など、医師の指示に従い看護師などが行う処置)を必要とする場合は、お子さんの入園の見通しが立った時点で早めにご相談ください。

2. 加配保育について

集団保育の中で個別の配慮が必要とされる児童(心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他)に対し加配支援員を配置することで、お子さんの発達状況や個性等をふまえた丁寧な関わりによる保育を行っています。 ※あくまでも集団保育であり、保育者が1対1で対応するものではありません。

3. 申し込みの流れ

【 在園児 】

- ① 加配保育の必要性について、在籍している園と相談。
※転園予定の方は転園先の希望園をあらかじめ親子で見学してください。
- ② 必要書類を各園へ提出。
- ③ 在籍園での児童の行動観察
- ④ 障害児保育審査会による審査
提出された申請書類や行動観察の結果などを確認し、加配保育の必要性や保育者の配置割合などを検討します。
- ⑤ 市より保護者へ結果通知・園へ加配支援員の配置要請

【 新規入園児 】

- ① 入園を希望している園を親子で見学
※各自で園に直接連絡してください。
- ② 必要書類をこども保育課に提出。
- ③ 児童の行動観察、保護者の面談等
南城市の親子通園などで、児童の行動観察と保護者の方から成育歴などの聴き取りを行います。
- ④ 障害児保育審査会による審査
提出された申請書類や行動観察の結果などを確認し、加配保育の必要性や保育者の配置割合などを検討します。
- ⑤ 市より保護者へ結果通知・入所調整・園へ加配支援員の配置要請

4. 必要書類

- ① 令和8年度加配保育利用申請書

② 児童状況調査票

～以下はお持ちの方のみ～

③ 集団保育や発達に関わる医療的所見（コピー可）

④ 発達検査結果などの発達状況に関する所見（コピー可）

⑤ 身体障がい者手帳、療育手帳等

⑥ 小児慢性医療受給者証

⑦ 特別児童扶養手当受給者証

※診断書については新たな取得は不要です。但し、お子さんの障害程度や内容によっては、審査会での判断材料として後日診断書等のご提出をお願いする場合があります。

※過去に取得した診断書等をお持ちの方については、審査会での参考資料とさせていただきますのでご提出をお願いします。

【 医療的ケアを必要とするお子さんの必要書類について 】

新規入園のお子さんについては、別途必要書類があります。詳しくは、「医療的ケアを必要とするお子さんの保育所等利用のしおり（P7 入園前の相談から保育所等入園までの流れ）」をご確認ください。

5. 申し込み期間／提出先

【 在園児 】 令和7年9月1日(月)～9月15日(月) 提出先／各園

【 新規入園児 】 令和7年10月6日(月)～10月31日(金) 提出先／こども保育課
受付時間／午前8時30分～午後5時 ※昼12時～1時を除く

※ 1号認定のお子さんは、こども保育課へご提出ください。

6. 申請にあたっての留意事項

- 在園児の加配支援員の配置申請は、園でのお子さんの様子や加配の必要性について現在所属している園と相談の上で申請をお願いします。
- 加配支援員の配置申請は、原則年1回(次年度配置分)となります。医療的ケア児など、本児の生命の安全上やむを得ない場合等を除き、期限後の加配支援員の配置申請は受付できませんので、ご注意ください。
- 加配支援員の配置決定がおりても、入所決定施設にて加配支援員が雇用できない等の理由で、支援員を配置出来ない場合や保育の利用をお待ちいただく場合があります。
- 進級時に継続して加配支援員の配置を希望される児童についても、年度毎に申請が必要です。
- 保育所等の利用状況によっては、加配支援員の配置の決定の取り消しが生じる場合があります。

《問い合わせ先》 南城市役所 こども保育課（TEL 098-917-5343）
こども相談課（TEL 098-917-5212）